

# 琉球大学学術リポジトリ

## 岸総理大臣第1次訪米関係一件 準備資料 第1巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185">http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185</a>

(8)

安  
保  
集  
約

改訂案

改訂版

(昭三二・三・一三 条)

日米安全保障条約改訂案(第二案)

第一条

日本国に対する武力攻撃の阻止に寄与するために必要なアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を相互の合意による決定に基き日本国内及びその附近に配置する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。

第二条

日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に許与しない。

極秘

アメリカ合衆国は、日本国政府の事前の同意なくして、この条約に基きその軍隊の使用に供される日本国内の施設及び区域を第四条に定める場合以外のいかなる軍事行動のための基地としても使用しない。

### 第三条

第一条にいう合意は、アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件に関するものを含み、両政府間で行われる。

### 第四条

日本国に対する武力攻撃又は武力攻撃の脅迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、日本国の防衛のため必要な共同措置を執り、かつ、この条約の第一条の目的を遂行す

るため直ちに協議しなければならない。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。このような措置は、国際連合の安全保障理事会その他の適当な機関が国際の平和及び安全を回復し、かつ、維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

## 第五條

この条約は、締約国の国際連合憲章に基く権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはならない。

締約国は、自国が善き込まれることがあるいかなる国際紛争をも、国際の平和及び安全保障と正義とを危くしない方法で平和的手段に

よつて解決すること、並びにその国際機関において、国際連合の目的又は締約国が国際連合に対して負つてゐる義務と兩立しないか  
なる方法による武力の威嚇又は行使をも慎むことを約束する。

#### 第六條

この條約は、千九百六十二年七月三十一日まで効力を有する。締  
約国の一方が條約を廢棄する希望を右の期限の一年前に通告しない  
ときは、條約はさらに一年間引き續いて効力を有し、この規則に従  
つて順次延長される。

日米安全保障條約改訂案(第二案)の説明

一 改訂の理由

現行の安保條約は、米國に一方的に軍隊配備の權利を与えてい  
るだけで、その權限の範圍も責任も明らかになされていない。また、  
安保條約と國際連合憲章との關係についても規定がない。この二  
つの点を改めるのが改訂案の趣旨である。

一 昨年の日米交渉で、日本側は、双務的な相互防衛協定に切り  
かえることを提案した。これは、「西太平洋區域においていづれ  
か一方の締約國の領域又はその施政權下にある地域に対して行わ  
れる武力攻撃が自國の平和及び安全を危くするものと認めて共通  
の危険に対処するため行動する」という趣旨のものである。米側

極  
秘

は、日本の憲法上、日本が米国の領域又はその施政権下にある地域の防衛について責任をとりうるかどうか疑問なりとし、当時の日本の国内政情からしても、ねた子をさますようなことはしない方がよいといつて、この提案を取り上げなかつた。

右の米側の言い分には、少くとも当時としては、もつともな点があつたと認められる。けだし、日本の憲法上の問題については、たしかに疑問の余地があり、また、当時は保守政界の統合もできていなかつたからである。しかしながら、

(イ) 今回の改訂案は、いわゆる相互防衛方式をとるうとするものではない。日本についてだけ共同防衛方式をとるうとするものである。軍隊を配備する権利が一方的に米國に与えられているのであるから、防衛についての義務が一方的になるのは、当然

のことである。日本の防衛は、日本に駐とんする米軍の自衛にほかならない。したがつて、防衛さるべき区域を日本以外までに拡げることによつて無理に「双務的」にする理由はない。

安保条約が「片務的」なりとする日本国内の批判は、米國にその軍隊を日本国内に配備する権利のみが与えられて、その義務が定められておらず、その行動の限界も定められていないことに向けられているものである。この批判には充分の理由がある。自國の防衛に協力してくれることをはつまり約束しない外國軍隊の駐とんを認めるがごときは、主權國が自衛的になしうべきところではない。また、米國は、日本が今やその防衛について米軍と責任を分かちうる程度の力を備えていることを否定しえないはずである。米國が相互防衛協定を結んでいる韓國、中

國、フィリピンよりも、日本を一段低く扱ふべき理由もない。現行の安保条約では、相互防衛でないといふことから、それと関係のないこととまで不平等性が及ばされている。

(四) 日本の政局は、今や米國の最も好ましいとする方向に安定している。このよりの情勢が続いている間に安保条約を日本國民の希望に沿うような方向に改正することは、米國の利益に會致するはずである。既得権の上に眠つて将来悪化する危険性をはらむ事態を放置することは、先見の明ある為政者の選ぶべき道ではない。

(五) 日本が国連に加盟した以上、安保条約と国連憲章の関係を明確にすべきは、当然のことである。米側は、すでに双方とも国連憲章という帽子をかぶっているのだから、特に条約を改訂し

てまで、そのことを明らかにする必要なしというかも知れない。たしかに、法律論としてはそりもいえようが、これに反対する理由はないはずである。現に、米國が諸外國と結んでいる相互防衛條約にはすべてこれが入つてゐる。また、安保條約を國連憲章と結びつけることが日本國民にどれだけ安心感を与え、安保條約に対する心理的抵抗を少くするかをよく米側に觀得すべきである。

以上の理由によつて、條約の改訂を提案することとしたい。米側がなかなかこれに應じようとしなないであらうことは、一昨年の交渉の経験からしても推測に難くない。しかし、このよりの問題の取り上げ方をしなければ、米國から安全保障ないし防衛の問題について、より輕微な形の了解すら取りつけることは難しいであ

ろり。

## 二 修正点の説明

前文は、現行条約のとおりでさしつかえないと考える。  
第一條

「平和条約及びこの条約の効力発生と同時に」を削除したのは、もはや必要のない文言であり、また、日本の主権回復前に作成された条約であるとのらく、印を少くとも本文の中には残さないためである。その代りに「日本国に対する武力攻撃の阻止に寄与するために必要な」という文言を入れたのは、米軍配備の目的を明らかにする趣旨である。「武力攻撃の阻止」は、本協定前文第四項にある文言であり、武力攻撃の発生を未然に防止することが条約の本旨であることを明らかに

するためには適當な表現であると思われる。

「相互の合意による決定に基き」をここに入れたのは、従来行政協定で定められている、いわゆる「軍隊の配備を規律する条件」のみならず、配備一般を兩國の合意にかからせる趣旨である。これと前記の「、、に必要な」という表現とが相まつて、攻撃的な兵器の持込みが排除されるばかりでなく、一般に兵力の大まかさや兵器の種類についても日本の同意が必要であるということになる。同趣旨の規定は、米華条約第七條にある。

第一條後段は、全文削除した。この規定については、日本の国会においても、日米間の交渉においても、これまでしばしばその解釈について疑義が出ているが、いずれにせよ、米

側の特権を一方的に規定したもので、日本にとって好ましいものでないことは、いふまでもない。ここでは、三つの場合に米軍を使用することができるとが定められているが、そのうち、(1)「極東における國際の平和と安全の維持に寄与」するための場合については、第二條に新たに第二項を設けて、違つた角度から規定することとした。(2)日本に対する武力攻撃の場合には、修正案第四條でカバーされている。(3)内亂の場合については、規定は、もはやその要なきものと考えらる。

## 第二條

「第一條に掲げる権利が行使される間は」を削除したのは、元來無用の文言であるのみならず、権利ばかりを強調する精神の現われともみられるからである。

第二項をそり入したのは、米側が台湾あたりで軍事行動を起して日本を戦争にまき込むのではないかという国内の不安に応えんとするものである。日本国政府が事前の同意を与えるのは、國連による軍事行動に米國が参加する形をとる場合を考えている。米側に対しては、そのような場合には、日本が國連の加盟國である以上、当然同意を与えると説明してよいである。米側としては、第一項の制限を日本に課する以上、相互主義のためまえからして、この第二項に反対しうべき立場にない。なお、ここでは、米軍が日本を軍事行動の基地として使用する場合のみを制限し、米國が日本以外の地域における軍事行動のために日本国内にあるその軍隊の一部を引き揚げる自由は制限していない。そこまでの必要はないと

考える。

第。三。条。

改訂案の第三条の修正は、第一条の修正に伴う技術的な修正である。

#### 第四條

第一項は、行政協定第二十四條からとつたものである。元來この行政協定の規定は、安保条約に取り入れてあるべきはずのものであつた。行政協定では、「日本区域において敵対行為」云々といふ表現になつてゐるが、國連憲章のためまえからして、日本区域において敵対行為が起るのは、日本國に対して武力攻撃が行われる場合にほかならないから、そのように改めた。第二項は、相互防衛条約の定型条文であるが、そのした方がこれとも表仄アが合ひ。普通の相互防衛条約でこの第一項に相当するところは、「太平洋地域におけるいづれか一方の當事國に対する武力攻撃を自國の平和及び安全を危くするものと認め、自國の憲法上の手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。」といふふうになつてゐる。

日本の場合、このような相互防衛方式にする必要もなく、また、そうすることが憲法上疑問であることは、前に述べた。けだし、憲法第九条の解釈上、日本に自衛権があり、その自衛権には、国連憲章上個別的のそれと集団的のそれがありうるにしても、日本のもちうる集団的自衛権は、自國の防衛のため他國の助けをかりうるという消極面に限られていると解すべきで、集団的自衛権があるからといつて、他國と本格的な相互防衛協定を結んで他國の領域までも防衛しうるとなすことは（たとえ範圍を西太平洋地域に限つてみたところで、地域を限らない場合とでは、量の相違があるのみで、質の違いはない）、憲法第九条の趣旨をあまりに逸脱した解釈であると考ふる。

なお、米韓、米華の条約では、いずれもこれらの条文を条約の冒頭にもつてきて、米軍の配備に関する条項は、その後が末尾に置いている。これは、概念としては、まず締約国間に相互防衛関係があつて、そこから米軍の配備といふことが導き出されるという体系を選んだためである。しかし、日本の場合は、実体的にそうではないのみならず、前述のとおり、概念的にもそうではないわけであるから、条文の位置は逆にならざるをえない。

本件改訂案で行政協定に直接ひびくのは、第四条第一項のみである。これもダブルだけだから、必ずしも行政協定の方をいじる必要はない。しかし、行政協定自体としていれるか改めたいところがあるわけであるから、改正条約の署名の際、

兩政府が行政協定改訂のためすまやかに再検討を行き意向であることを聲明するとした。

### 第五條

相互防衛援助条約の定型条文である。この条約に対する國連憲章の優位性を明確にする規定であり、當然のことではあるが、これを入れることの政治的効果は少くはないと思われる。

なお、これらの条約には、そのほか、條約國が「単独に及び共同して、自助及び相互援助により、武力攻撃を阻止する」ための適当な手段を維持し、かつ、発展させる「べき旨の規定が設けられているが、本格的な相互防衛の色香が強すぎると思われるので、この改訂案には取り入れないことにした。

### 第六條

条約の有効期間に関する規定である。米比、米韓及び米華の条約では、この案のような五年間の確定期間もなく、いずれの締約国でもいつでも一年の予告をもつて一方的に廢棄を通告できることになつてゐる。この修正に対しては、米側は最も強硬に反対するであるが、修正案自体としては十分の理由があるものである。

(4) 日本の内政の將來に対して、フィリピンや國府、李承晩政府ほども信用を置けなむといふことは、ないはずである。

(5) 日本の防衛は、日本國民自身の問題である。そのためにもどよきな安全保障措置を懸ぶか、どの程度のもので満足するかは、日本國民自身が判断すべきことである。それが

結局は衆議院政府の判断より議定なりにかかつてゐるようである。現在の規定が獨立國として肯受しうべからざるものであることはいふまでもない。

(4) 衆議院は、五年後の将来に日本に社会党内閣ができた場合の事を心配するであろう。しかし、衆議院を今のまゝにしておいても、将来日本に社会党内閣ができた場合には、何とかこれとの協調を計るため安保条約を改訂するほかなく、なるべく、既得権をたてにとつて無理に押しつけていようとしても、安保条約の本来の目的を没却する結果になつてしまふであろう。他面、現行条約をこの條改訂しておけば、将来社会党内閣が出現した場合においても、社会党が黨を割ることなくして、改訂された安保条約の臨議を強行する

ことは不可能である。

効力発生

この改訂も批准されなければならぬものとする。

### 三 条約改訂が日米交渉において占むべき地位

総理が訪米されるについて、国民が最も期待しているのは、安保条約の改訂である。したがって、米國が日本に安定した保守政権が出現したのに歓迎の意を表明し、これを支援する最善の方法は、この國民的要望に應えるにあることを強調すべきである。日本に安保条約に公然と反対してきた政党内閣ができてからでは、改訂の時機を失うことになる。また、民主政体の下においては、二大政党間の政策のへだたりは、特に専外交に関する限り、できるだけ狭めるように努めなければならぬが、安保条約の改

訂が右の目的に資すると大なるべきは、疑いを入れまい。日米間の協育関係の強化進展は、まずこれまでできるだけ広い國民層の支持の上にならねばならぬ。

しかし、どういふ議論は一応了解したにしても、米國の外交当局者に軍部その他の反対を押してまで改訂を強行する決心をさせるには、こちらにも相当の腹構えが必要であると考える。ガリオアの債務のよきな日本側のひげ目になつていゝよきな懸案も、同時に解決するぐらゐの決意は必要である。ドイツもすでに扱つていゝることだし、どうせ一度は扱わなければならぬものである。恩惠的な関係を清算しない限り、まがりなりにも對等な外交はできない。

改訂案に対して半側公平可へき及忘と対策

安保条約改訂案に対して米側が示すべき反応とこれに対する対策

一 米側の基本的態度

米側がわが方の改訂案に対して採るべき態度は、基本的には、一昨年の相互防衛条約案の場合と異ならないであろう。すなわち、いまだその時機にあらずとして一蹴せんとする公算が大きい。かりに国務省当局がその気になつても、国防省側はなかなかこれに同じないであろう。

この壁を突き破るためには、わが方の決意のほどを、よほど強く先方にイムプレスしなければならぬ。米側が条約の改正を拒絶した場合わが方が執るべき態度についても、また、条約の改正に依じた場合にはわが方として憲法改正の問題等についてどの程

度はつきりした構想をもつていくかについても、米側に十分これを感じさせ、問題を軽々に取り扱うべきにあらざることとを認識させる必要がある。

## 二 予備交渉の必要

米側は、一応条約改正の問題を取り上げることに対応した場合でも、条約案の検討には時目を要するとか、それほど急迫した問題でもないからとか、辞を設けて問題を後日に譲ろうとするであろう。しかし、会談後の共同発表で「条約の改正については、引き続き双方の関係当局間で検討することになつた」ぐらいで片づけられてしまつては、ほとんど意味がない。

このよきな逃げ道を封ずるためにも、爾來に東京で口火を切り、米側の同意をえて、予備的な交渉をワシントンで行うことをし、大臣の訪米の際は、その仕上げをして、署名する段取りとすべき

であろう。

### 三 米側から反対提案をする可能性

わが方から今次改訂案を出した場合、米側は、一昨年案、ないしこれから米軍撤退条項を落した形のものを反対提案として出してくる可能性もある。この場合は、わが方は、前言をひるがえすことになり、苦しい立場に立つことになるが、やはり、(イ)一昨年の案は、米側が当時指摘したとおり、日本国憲法上問題であること、及び(ロ)沖繩、小笠原に対する米国の施政権が少くとも条約の有効期間中は存続することをはつきり認めることになる点が政治的にもしろくないことをあげてこれを拒絶すべきである。

(注) 一 昨年の案で相互防衛の対象地域とした西太平洋区域は、

協定上具体的に範囲が限定されていなかつたが、かりに琉球、小笠原以外のもの(ウエイク島等)を含めるとすれば憲法の方にひつかかり、琉球、小笠原だけにするとすれば、潜在主権があることだから憲法の関係は説明しやすくなるとしても、両諸島が米国の施政権下におかれていることが相互防衛条約の存立の基礎になるわけであるから、両諸島返還の要請と矛盾することになる。

安保条約改訂案に関する質問答

目 次 (問題の要旨)

- 一 一 昨年条約案との関係
- 二 二 防衛協力関係を弱化するものではないか。
- 三 三 世界の平和と安全の不可分性に対する認識
- 四 四 合意の尊厳と条約第四条
- 五 五 改訂の理由についての外部に対する説明ぶり
- 六 六 改訂は日本だけを利するものではないか。
- 七 七 米華、米韓条約との比較
- 八 八 防衛力増強に関する規定の欠如
- 九 九 日本国民に対する効果
- 十 十 憲法改正との関係
- 十一 十一 条約改正後の憲法改正の時期
- 十二 十二 行政協定との関係



一問 一昨年提案された条約案と本改訂案との関係いかん。

答 一昨年提案された条約案について、貴方は、日本の憲法上相互防衛方式が可能であるかどうかを疑問とされ、また、当時の日本の政治情勢からして、それが国会で無用の論議をまき起さざるやを危ぶまれた。自分は、当時の外務大臣の仕事にけちをつけるつもりはないが、当時貴方が示された懸念にはもつとも  
の点があると思う。今回の改訂案については、このような点が根本的に改められているが、これは、ただ貴方の主張に妥協せんがための修正ではない。自分としては、前の案でも新しい案でも、どちらでもよいというのではなく、新しい案でなければならぬと考えている。

三問 日米協力関係の強化を標ぼうしながら、この改訂案は、一昨年の案よりはるかに後退しているのみならず、現在の安保条約よりも弱いものになつてゐるのは、どういふわけか。

答 一昨年の案は、日米関係を形の上で平等なものにするために相互防衛方式を採用せんとするものであつた。しかし、現行条約の不平等性に関する日本国民の不満は、相互防衛でないといふところにあるのではない。相互防衛でないからといつて、そのことと関係のないとまで不平等になつてゐるところに問題があるのであり、そこを改めるのがこの改訂案のねらいである。この改訂案によれば、なるほど米側の権限はしばられてゐるが、そのことはすなわち協力関係の弱化であるといふ考え方には、

承服できない。安保条約ができるだけ広い支持を受けるように  
することこそ、安全保障を含む日米の協力関係の健全なる強化  
発展を計るゆえんであると考える。

三問 現在の世界においては、一国の安全は世界の安全と不可分であるが、この改訂案によれば、日本は日本自身の防衛だけを考えて極東の平和と安全の維持について協力する意思を失つたようにみえるがいかん（特に第一条後段の削除に関して）。

答 世界の平和と安全が不可分であることは、よく承知している。われわれは、自国内に米軍が配備されるのを認めることによつて、極東の平和と安全の維持に大いに貢献していると考える。米軍の存在自体に平和の破壊を阻止する効果があるからである。また、改訂案は、米軍が極東の平和維持のため活動する途を封ずるものではない。日本国民の意思にかかわりなく日本を作戦行動の基地として使われるというのでは困るのであつて、われ

われは、国際連合の決議ないし勧告に基いて米軍が行動する場合には、日本自身の発意によつて積極的にこれに協力することができるようになりたいのである。

四問 安保条約は日本に強制されたものではない。日本がいやなら、これを締結することを拒絶できたのである。しかし一旦合意した以上、条約上の権利義務関係は、あくまで尊重さるべきで、みだりにこれを変更することは許されぬ。現行条約第四条は、条約が効力を失うべき時期について明確な定をしているが、この規定に照らしてこの改訂案をいかにジャスティファイするつもりであるか。

答 われわれは、米國政府が關係諸國の抵抗を押し對日平和條約の締結を推進してくれたことを忘れてはぬ。同時に、率直にいつて、米國としては、當時日本が安保條約の締結に應じなければ平和條約の締結にふみ切りえなかつたであらうことも

争いえないところである。他面、いかなる事情の下においてできたものであるにせよ、合意は合意として尊重されるべきものであることは、いわれるまでもない。また、現行条約第四条の予見している事態が現実化していないことは認めらる。だから、安保条約をリプレイスする新条約ではなしに、現行条約の修正を提案しているのである。どんな国際約束でも絶対に修正を許さぬというものはないはずである。また、一国がいかなる安全保障措置を必要とするかは、その国自身がきめるべきことで、現行条約第四条のように、それを外国の判断と同意にかからしめることは、主権国のよくなしうべきところではないと考える。

五問　このような大幅な改訂は、国際条約の歴史上例のないところ

である。しかも、それを既存の条約の明文の規定（第四条）の趣旨に反して行うことになる。これを対外的にいかんじヤステイファイするつもりか。

答　安保条約自体が前例のないような状況の下で締結され、また、

たとえば第四条のように前例のないような内容を含んでいる。

このアブノーマルなものをノーマライズしようというのが改訂の趣旨である。対外的には、日本が日本自身の防衛について主たる責任を負えるまでになつたこと及び国際連合に加盟したことの二点をあげれば、十分説明がつくと考える。

六問 この改訂案は日本側だけを利用するものであるから、米政府としてはなぜこの案に同意しなければならなかつたかを対内的に説明することができないと思うがいかな。

答 米側の権利権限が狭められ、それだけ日本側のそれが拡大されているわけであるから、条約の表面上は、たしかに日本側だけを利するものであるともいえよう。しかし、これまでの安保条約体制があまりに一方的に米側に有利にできていたのを是正しようというわけだから、そうなるのもやむをえない。しかし、この改訂が日米両国の関係にもたらすべき効果という観点からすれば、日米両国はこれによつて同様に利益を得ることになると信ずる。安全保障における協力関係というものは、締約国の

双方において国民の大多数によつて支持されるものでなければ、その存立の基礎を失うことになるからである。この改訂案は、米國が最少の犠牲によつて最大の効果をあげうるゆえんのものであると考える方が、ほんとうの意味で現実的なものの方であると思う。

七問

この改訂案は、米國が中国や韓国と結んでいる相互防衛援助協定に範をとつて見える。ところで、中国や韓国は相互防衛の責任を負つてゐるわけであるが、日本はその責任を負わないで権利だけを同等にしたいというわけであるか。

答

元來、締約國の一方だけが他方に軍隊を配備する権利を与えられてゐるのに、防衛の責任は相互的でなければならぬといふのは、理屈に合はぬ話である。また、具体的に改訂案の何条に規定する権利が相互防衛關係に固有のものであつて、日本にはもつ資格がないといふのか。この改訂案では、日本が獨立國として當然主張しうべき権利以上の何ものも求めていないつもりである。

八問 米国が締結している他の安全保障条約には、締約国が「単独に及び共同して、自助及び相互援助により、武力攻撃を阻止するため適当な手段を維持し、かつ、発展させる」べき旨の規定があるが、これを取り入れなかつたのは、どういふわけか。

答 日本国防衛力増強、またそのための両国間の協力については、すでに相互防衛援助協定に規定されている。したがって、貴方が言及された条約規定を改訂案に取り入れることは、それが相互防衛援助協定の規定する以上のものを意味するのでなければ意味がないわけであるが、そうは考えられないし、また、かりにそうであるとすれば、本格的な相互防衛関係を許さない日本の憲法上疑問になつてくると考える。

九問 安保条約の表現を潤飾してみたところで、米軍が駐とんして  
いる限り、日本国民の一部にある安保条約反対の気持には大し  
て影響ないのではないか。

答 米軍が日本にいること自体に反対する者に関する限り、まさ  
にそのとおりであろう。しかし、今の世界情勢の下では、米軍  
にいてもらうほかないが、現在の安保条約体制は支持できない  
とする者が特に知識階級に多いことを忘れてはならない。この  
改訂案のねらいは、この後者の分子を親米派の陣営に抱き込み、  
安保条約反対論者を米軍の駐とん自体に反対な者だけにしてい  
まうことである。自分は、日本国民の大多数は、少くとも内心  
では、米國との友好関係の必要性をよく認識していると考える。

これらの者が公然と、なんらの留保なく日米間の協力関係を支持できるように現状を改めることは、日米両国の将来に計りしれない利益をもたらすものと確信する。

七問 日本国憲法の改正がすべてに先行すべきもので、条約改訂を

さきに取り上げるのは、順序が逆ではないか。また、条約を改訂してしまつたら、日本国民は、もうそれで満足して、憲法の改正にも熱意をもたなくなるのではないか。

答 憲法を改正して初めて、日本は安保条約の改訂を提案する資格があるとする考え方は、理論的には正しいようにみえるが、現実から遊離した考え方であると思う。憲法改正を可能にするためには、まず日本国民の安全保障の問題に対する考え方をリリスティックにする必要がある。国民一般は、まだ日本の防衛が日本国民自身の問題であり、米国から強制されてやむをえずやるものではないことを認識していない。また、憲法の改正

は、海外派兵、外国間の戦争にまき込まれることへの途を開くものではないかを危くしている。現在の安保条約が存続する限り、右のような日本国民の意識は改められないであろう。これを改めるためには、安保条約は、一定の時期以後は、日本がいやになつたらいつでも廃棄できるものであること、また、日本も米國も嚴に国連憲章にのつとつて行動するものであること等を疑問の余地なきまでに明らかにする必要がある。憲法改正の目的を達成するためには、安保条約を右の趣旨によつて根本的に改めてかかる以外に途はないと信ずる。

十一問 条約を改正すれば、いつ憲法を改正できると思うか。

答 きたるべき総選挙において、条約改正にからんで憲法改正の問題について民意を問うこととすれば、憲法改正のため必要な三分の二以上の多数を獲得することは、困難ではなからう。

十三問 この改訂を行つたとしても、行政協定の方には影響ないと  
考えてよいか。

答 安保条約は改訂しても、行政協定の方はそのままとしておくことも、不可能ではない（改訂案第四条第一項と行政協定第二十四条は重複することになるが、どうしても重複してはいけないというわけのものではない）。しかし、現在の行政協定の規定には、実際の見地からわが方として種々改めたいものがある。また、改訂案によれば両政府間の合意による決定を必要とする事項で、現在の行政協定ではカバーされていないものもあるわけである（たとえば、配備される軍隊の兵力、装備等）。したがつて、行政協定について撤できるだけ

すみやかに全面的に再検討することとしたく、また、その旨を  
改正条約の署名の際にでも両政府が共同で声明することとした  
ら。

改訂に付して  
対米輸入の用メモ



(昭三二・三・二二 条)

安全保障条約の改訂について

(対米申入れ用メモ)

一 日本は、いまや自國の防衛について主たる責任を負<sup>合</sup>え<sup>つ</sup>るだけの力をもつに至つてゐる。また、昨年十二月には、國際連合に加盟を認められた。安全保障条約締結當時に存在しなかつたこのよ<sup>う</sup>な新しい事態にかんがみ、これに適合するように安保条約を改訂することを提案<sup>希望</sup>する。

二 改訂の要点は、次のとおりである。

イ 条約の実施は、原則として兩國政府の合意によつて行われるものとする。

ロ 國際連合憲章との關係を明らかにすること、たとえば、行政

協定第二十四条にいう「共同措置」が執られた場合の安全保障  
理事会に対する報告等。

ハ 条約の有効期間に関する第四条の規定を改め、五年間は確定  
的に有効で、その後はいずれの締約国も一年の予告で廃棄せし  
め、<sup>後にはいづれ</sup>効力を<sup>維持</sup>するものとする。と

三 右は、現行条約を修正するだけであつて、これに代る「相互防  
衛条約」を締結せんとするものではない。修正点は、いずれも「  
相互防衛」であるといふにかかわりないものである。

四 日本国民一般は、また、日本の防衛が日本国民自身の問題であ  
り、米國から強制されてやむをえずやるものではないことを認識  
してゐない。また、日本国内に米軍が存在することは、日本が外  
國間の戦争に巻き込まれる可能性を増大するものではないかを危

ぐしている。このような日本国民の考え方を改めるためには、日本の安全保障をどうするかは、日本国民自身の意思によつて決せられるべき日本国民自身の問題であること、また、日本も米国も厳に国連憲章にのつとつて行動するものであることを、条約の明文上で明らかにする必要がある。

米軍が日本にいらると自体に反対する者は、安保条約の表現をいかに改めてもこれに反対し続けるであろう。しかし、今の世界情勢の下では、日本の安全を確保するためには米国の協力を得るほかないが、現在の安保条約体制は支持できないとする者が特に知識階級に多いことを忘れてはならない。これらの者が公然と、なんらの留保なく日米両国間の協力関係を支持できるように現情を改めることは、両国の将来に測りしれない利益をもたらすもの

と確信する。けだし、両国間の安全保障における協力関係が可能な最大多数の日本国民によつて支持されるようにすることこそ、両国間にゆるぎない友好協力関係を発展させるための基盤をつくるゆえんであるからである。

五 安保条約を上記のように改訂したとしても、行政協定は、必ずしも同時に改訂する必要はない。しかし、われわれは、同協定も全面的に再検討すべき時機にきていると考える。したがつて、もし米國政府が前述のような安保条約の改訂に同意するならば、その改正条約の署名の際にでも、両政府は、行政協定に所要の改正を行うための再検討をすみやかに開始する意向なる旨を声明することとしたい。

肖像案文

別添は、安保条約改正の代案として作成した交換公文案である。  
二つの案のうち、第一案の方が明確ではあるが、米側には第二案の方が比較的のみやすいであろう。いずれにしても、立法府の承認を要しない。条約改正の場合と実質的に異なるところは、条約の有効期間に関する規定が改められない点だけである。

安保条約及領土問題関係案文

1 改正議定書案

2 右の代案としての交換公文案（第一案）

3 “ ” （第二案）

4 領土問題に関する交換公文案（別冊）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約を改正する議

定書（案）

日本国及びアメリカ合衆国は、

日本国の防衛力が、いまや、日本国が自国にある合衆国軍隊とともに自国の防衛のための責任を分担することができるときまでに強化されるにいたつてゐることを認め、

日本国が千九百五十六年十二月十八日から国際連合の加盟国となつたことを考慮し、また、

安全保障条約の締結の時に於いては存在しなかつた前記の事態に適合するように同条約を改正することを希望して、

次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

1



日本國

アメリカ合衆國

これらの全權委員は、互にその全權委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

### 第一条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障条約は、この議定書の附屬書に従つて改正されるものとし、そのよゝな改正は、この議定書と同時に効力を生ずるものとする。

### 第二条

1 この議定書は、附屬書とともに、批准されなければならぬ。  
批准書は、できるだけすみやかにワシントンで交換されるものとする。

2 この議定書は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、各全權委員は、この議定書に署名調印した。

千九百五十七年 月 日に 　　で、ひとしく正文である日本

語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために

附属書（案）

第一条を次のように改める。

第一条

日本国に対する武力攻撃の阻止に寄与するために必要なアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を相互の合意による決定に基き日本国内及びその附近に配置する権利を、日本国は、許し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。

第二条を次のように改める。

第二条

この条約に基きアメリカ合衆国の軍隊の使用に供されることがある日本国内の施設及び区域は、アメリカ合衆国により、日本国政府の同意を得て、<sup>（その）</sup>第四条に定める共同措置として執られるもの

以外の軍事行動のための基地として使用されることができると。

第三条を次のように改める。

### 第三条

第一条にいう合意は、アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件に関するものを含み、両政府間で行われる。

第四条を削除する。

第五条を第七条とする。

新たに次の諸条を加える。

### 第四条

1 日本国に対する武力攻撃又は武力攻撃の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、日本国の

防衛のため必要な共同措置を執るため直ちに協議しなければならない。

2 前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならぬ。このような措置は、国際連合の安全保障理事会又は他の適当な機関が国際の平和及び安全を回復し、かつ、維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

#### 第五条

1 この条約は、締約国の国際連合憲章に基く権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはならない。

2 締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、自国が関係  
することがあるいかなる国際紛争も平和的手段によつて国際の  
平和及び安全並びに正義を危くしないように解決すること、並  
びに、その国際関係において、国際連合の目的と両立しないい  
かなる方法による武力による威嚇又は武力の行使も慎むことを  
約束する。

#### 第六条

1 この条約は、千九百六十二年七月三十一日まで効力を有し、  
その後、本条で定めるところにより終了するまで効力を存続  
する。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し一年前に文書  
による予告を与えることによつて、前項に掲げる期日に又はそ  
の後いつでもこの条約を終了させることができる。

1  
SECRET

(TENTATIVE DRAFT)

SECRET

PROTOCOL AMENDING THE SECURITY TREATY  
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES  
OF AMERICA

Japan and the United States of America,

Recognizing that the defense force of Japan have now been strengthened to the extent that Japan can share with the United States armed forces in Japan responsibility for its own defense,

Considering that Japan has become a member of the United Nations since December 18, 1956, and

Being desirous of amending the Security Treaty in order to make it more consonant with these circumstances which did not exist at the time of its conclusion,

Have appointed as their Plenipotentiaries,

Japan:

\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, and

The United States of America:

\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_,

Who, having communicated to each other their full powers found to be in due form, have agreed upon the following Articles:

ARTICLE I

ARTICLE I

The Security Treaty between Japan and the United States of America, signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 shall be amended in accordance with the Annex to the present Protocol, such amendments to enter into force simultaneously with the present Protocol.

ARTICLE II

1. The present Protocol, together with the Annex thereto, shall be ratified. The instruments of ratification shall be exchanged at Washington as soon as possible.

2. The present Protocol shall enter into force on the date of exchange of instruments of ratification.

IN WITNESS WHEREOF the respective Plenipotentiaries have signed the present Protocol and have affixed hereunto their seals.

DONE in duplicate, in the Japanese and English languages, both equally authentic, at \_\_\_\_\_, this \_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_, one thousand nine hundred and fifty-seven.

FOR JAPAN:

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

(DRAFT)

A N N E X

ARTICLE I shall be amended to read as follows:

"ARTICLE I

Japan grants, and the United States of America accepts, the right to dispose, as determined by mutual agreement, such United States land, air and sea forces in and about Japan, as are necessary for contributing to the deterrence of armed attack upon Japan."

ARTICLE II shall be amended to read as follows:

"ARTICLE II

Such facilities and areas within Japan as may be made available to the United States armed forces under the present Treaty may, with the prior consent of the Government of Japan, be used by the United States of America as bases for military operations other than those which may be conducted as the joint measures provided in Article IV."

ARTICLE III shall be amended to read as follows:

"ARTICLE III

"ARTICLE III

The mutual agreement as referred to in Article I, including that on the conditions governing the disposition in and about Japan of armed forces of the United States of America, shall be made between the Governments of the two countries."

ARTICLE IV shall be deleted.

ARTICLE V shall be renumbered as ARTICLE VII.

There shall be added the following new Articles:

"ARTICLE IV

1. In the event of armed attack or imminently threatened armed attack directed against Japan, the Government of Japan and the Government of the United States of America shall immediately consult together with a view to taking joint measures necessary for the defense of Japan.

2. Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations. Such measures shall be terminated when the Security Council or any other appropriate organ of the United Nations has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

ARTICLE V

ARTICLE V

1. The present Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Contracting Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

2. The Contracting Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force in any manner inconsistent with the purposes of the United Nations.

ARTICLE VI

1. The present Treaty shall remain in force until July 31, 1962, and shall continue in force thereafter until terminated as provided herein.

2. Either of the Contracting Parties may, by giving one year's written notice to the other Contracting Party, terminate the present Treaty on the date prescribed in paragraph 1 above or at any time thereafter."

## 第一案

昭三二・六・一条

(安全保障条約実施に関する日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約(以下「条約」という。)及び条約第三条に基く行政協定(以下「行政協定」という。)に言及する光榮を有します。

日本国の防衛力は、いまや、日本国が自国にある合衆国軍隊とともに自国の防衛のための責任を分担することができるとまでに強化されるにいたっております。また、日本国は、千九百五十六年十二月十八日から国際連合の加盟国となりました。

条約の締結の時においては存在しなかつた前記の事態にかんが

極秘

み、日本国政府は、次のことを提案します。

1 両国政府は、行政協定に追加して、条約第三条に基いて次のとおり合意するものとする。

(a) いずれかの時に日本国内に配備されることができ合衆国の陸軍、空軍及び海軍の兵力（装備を含む。）の最大限は、両政府の合意により決定されるものとし、かつ、定期的に再検討されるものとする。

(b) 合衆国政府は、前項によつて定められる最大限の範囲内における合衆国軍隊の兵力の実質的増減について随時日本国政府に通報するものとする。

(c) 行政協定第二条の三の規定により施設及び区域の必要性を返還を目的としてたえず検討するに当つては、前記の(a)及び(b)

の合衆国軍隊の兵力が根本的要素として考慮されるものとする。

(d) 行政協定第二十五条<sup>2</sup>(b)の規定の要求する日本国の経費の額の算定に当つては、日本国政府の防衛の目的のための予算額の増加のほか、前記の(a)及び(b)の合衆国軍隊の兵力の減少も考慮に入れられるものとする。

(e) 合衆国政府がその軍隊を条約第一条に基いて極東における国際の平和と安全の維持に寄与するため使用しようとするときは、合衆国政府は、日本国政府と協議するものとする。

2 両政府は、両国がそれぞれ国際連合憲章に基いて負つてゐる義務を考慮し、次のことを確認するものとする。

(a) 国際連合憲章に定めるところに従い、自国が関係すること

があるいかなる国際紛争も平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決すること、並びに、その国際関係において、国際連合の目的と両立しないいかなる方法による武力による威嚇又は武力の行使も慎むことは、すべての国際連合加盟国の義務である。

(b) 条約は、両国の国際連合憲章に基く権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはならない。

(c) 行政協定第二十四条にいう敵対行為及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならぬ。このような措置は、国際連合の安全保

障理事會又は他の適當な機關が國際の平和及び安全を回復し、かつ、維持するために必要な措置を執つたときは、終止されなければならぬ。

本大臣は、貴長官が米國政府に代つて前記の日本國政府の提案に同意されれば幸であります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、貴長官に敬意を表します。

(米側返簡)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、貴大臣が次のように通報された本日付の貴簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本長官は、貴簡の内容を十分に了承した上で、政府に代つて、そこに述べられている日本国政府の提案に同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、貴大臣に敬意を表します。

# CONFIDENTIAL

2

(June 1, 1957)

(Draft Japanese Note concerning the Implementation of the Security Treaty)

I have the honour to refer to the Security Treaty between Japan and the United States of America signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 (hereinafter referred to as "the Treaty") and the Administrative Agreement under Article III of the Treaty (hereinafter referred to as "the Administrative Agreement").

The defense force of Japan has now been strengthened to the extent that Japan can share with the United States armed forces in Japan responsibility for its own defense. Moreover, Japan has become a Member of the United Nations since December 18, 1956.

In view of these circumstances which did not exist at the time of conclusion of the Treaty, the Government of Japan proposes as follows:

1. In addition to the Administrative Agreement, the Governments <sup>of</sup> the two countries agree under Article III of the Treaty that:

- (a) The maximum strength in the number of personnel as well as in the equipment up to which the United States ground, air and naval forces may

at

at any time be disposed in Japan, shall be determined by agreement between the two Governments, and shall be reexamined periodically.

- (b) The Government of the United States shall inform the Government of Japan from time to time of any substantial increase or decrease in the strength of the United States armed forces within the limit determined in accordance with paragraph (a) above.
- (c) In keeping the needs for facilities and areas under continual observation with a view toward their return in accordance with paragraph 3 of Article II of the Administrative Agreement, the strength of the United States armed forces referred to in paragraphs (a) and (b) above shall be taken into consideration as the basic factor.
- (d) In calculating the amount of Japan's expenditures called for in paragraph 2(b) of Article XXV of the Administrative Agreement, not only increase in the appropriation of the Government of Japan for defense purposes but also <sup>decrease in</sup> the strength of the United States armed forces referred to in paragraphs (a) and (b) above shall be taken into consideration.

(e)

(e) The United States Government shall consult with the Government of Japan, whenever the former wishes to utilize its armed forces to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East under Article I of the Treaty.

2. In consideration of the obligations which the two countries respectively assume under the Charter of the United Nations, the two Governments confirm that:

(a) It is the duty of every Member of the United Nations to settle any international dispute in which it may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in its international relations from the threat or use of force in any manner inconsistent with the purposes of the United Nations, as set forth in the Charter of the United Nations.

(b) The Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the two countries under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

(c)

- (c) Any hostilities referred to in Article XXIV of the Administrative Agreement and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations. Such measures shall be terminated when the Security Council or any other appropriate organ of the United Nations has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

I should be appreciative if Your Excellency would accept on behalf of the Government of the United States the above proposal of the Government of Japan.

I avail myself of this opportunity to extend to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

(Draft U. S. Note)

I have the honor to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date informing me as follows:

(Japanese Note)

With full cognizance of the contents of Your Excellency's Note, I have the honor, on behalf of my Government, to accept the proposals of the Government of Japan as stated therein.

Accept, Excellency, the assurances of my most distinguished consideration.

極秘

(安全保障条約実施に関する米側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約及び同条約第三条に基く行政協定に言及する光榮を有します。

前記の条約の前文には、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する旨が述べられております。この合衆国の期待は、日本国の防衛力の増強のための努力によつて答えられべきでした。

それに伴い、合衆国は、日本国内に配備されるその陸軍、空軍及び海軍の兵力を漸進的に縮少してきました。合衆国政府は、今後も、日本国が直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸進的に責任を負うに伴い、さらに大幅の縮少が可能となることを希望するものであります。したがって、合衆国政府は、日本国の防衛力を補充するため日本国内に配備されるべき合衆国軍隊の兵力（その装備を含む。）について日本国政府と常時協議する意向を有します。

日本国は、千九百五十六年十二月十八日から国際連合の加盟国となりました。アメリカ合衆国も日本国も、これまでと同様に、あらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守するものであることは、いうまでもありません。自国が関係することがあるいかなる国際紛争も平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危くしないよ

うに解決すること、並びに、その国際関係において、国際連合の目的と両立しないいかなる方法による武力による威嚇又は武力の行使も慎むことは、すべての国際連合加盟国の義務であります。安全保障条約は、両国の国際連合憲章に基く権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはなりません。したがって、行政協定第二十四条に基いて執られることがある共同措置は、国際連合憲章の規定に従つて執られなければならないものであり、このことは、安全保障条約第一条に基いて合衆国軍隊を使用することによつて執られることがある措置についても、妥当します。合衆国政府は、このような合衆国軍隊の使用の必要が生じた場合には、直ちに日本国政府と協議する所存であります。

本長官は、以上を申し進めるに際し、貴大臣に敬意を表します。

(日本側返簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、貴長官が次のように通報された本日付の貴簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(米側書簡)

本大臣は、さらに、日本国政府が、前記に掲げる合衆国政府の意向の表明を歓迎するものであること、及び国際連合憲章に基く義務については合衆国政府と同意見であることを申し述べる光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、貴長官に敬意を表します。

3

CONFIDENTIAL

(June 1, 1957)

(Draft U.S. Note Concerning the Implementation of the Security Treaty)

I have the honor to refer to the Security Treaty between Japan and the United States of America signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 and the Administrative Agreement under Article III of the said Treaty.

In the preamble of that Treaty the United States of America expressed its expectation that Japan would itself increasingly assume responsibility for its own defense against direct and indirect aggression, always avoiding any armament which could be an offensive threat or serve other than to promote peace and security in accordance with the purposes and principles of the United Nations Charter. This expectation of the United States has been answered by the increased defense effort on the part of Japan. The United States has correspondingly effected gradual reduction in the strength of its ground, air and naval forces disposed within Japan. It is the hope of the United States Government that further substantial reduction will become feasible as Japan increasingly assumes responsibility for its own defense against direct and indirect aggression. The United States Government, therefore, will be in constant consultation with the Government of Japan with regard to the strength

strength and equipments of the United States armed forces to be disposed within Japan for the purpose of supplementing the defense capability of Japan.

Japan has become a Member of the United Nations since December 18, 1956. Needless to say, both the United States and Japan will, as they have done heretofore, abide by the principles of the Charter of the United Nations under all circumstances. It is the duty of every Member to settle any international dispute in which it may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in its international relations from the threat or use of force in any manner inconsistent with the purposes of the United Nations. The Security Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the two countries under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security. It follows that any joint measures which may be taken under Article XXIV of the Administrative Agreement shall be subject to the provisions of the said Charter, and this also applies to any action which may be taken by utilizing the United States armed forces under Article I of the Security Treaty. In case such utilization of the

the United States armed forces becomes necessary, the United States Government will consult with the Government of Japan forthwith.

Accept, Excellency, the assurances of my most distinguished consideration.

(Draft Japanese Note)

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date informing me as follows:

(U.S. Note)

I have further the honour to state that the Government of Japan welcomes the foregoing expression by the United States Government of its intentions and shares the views of the latter Government on the obligations under the Charter of the United Nations.

I avail myself of this opportunity to extend to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

擬問擬答

安保条約改正案に関する擬問擬答

目次 (擬問の要旨)

- 一 国際情勢に対する認識
- 二 防衛協力関係を弱化するものではないか。
- 三 世界の平和と安全の不可分性に対する認識
- 四 米華、米韓条約との比較
- 五 改正は日本だけを利するものではないか。
- 六 合意の尊厳と条約第四条
- 七 日本国民に対する効果
- 八 日本政府による世論啓発の不足
- 九 憲法改正との関係
- 十、 有効期間を五年とした理由
- 十一 行政協定との関係

一問 米國政府は、現在共産側が武力侵攻の意図をひつこめてい  
るのは、自由陣営の防衛力増強と強固なる團結にほかならないか  
ら、世界の平和を確保するためには、この体制をゆるめてはな  
らぬいと確信している。この条約改正案の背後には、国際情勢、  
特に極東情勢の認識の甘さがあるのではないか。

答 われわれは、共産側からの武力侵略を阻止するための必要条  
件を忘れ、武力侵略の可能性の減少している現状を当然の前提  
として、安保条約の改正を提案しているのではない。また、国  
際情勢ないし極東情勢に対する認識において、貴方とわれわれ  
の間に多少の色合の相違はあるかもしれないが、根本的には一致  
している。この改正案は、共産陣営に対する防衛体制をゆるめ  
てもよいという前提に立つものではなく、かえつて日米間の防  
衛上の協力関係を本当の意味で強化することをねらいとするも  
のである。

三問

日米協力関係の強化を標ぼうしながら、この改正案は、一年の相互防衛援助条約案よりはるかに後退しているのみならず、現在の安保条約よりも弱いものになつてゐるのは、どういふわけか。

答

一 昨年の案は、日米関係を形の上で平等なものにするために相互防衛方式を採用せんとするものであつた。しかし、現行条約の不平等性に関する日本国民の不満は、相慮防衛でないといふところにあるのではない。相慮防衛でないからといつて、そのことと関係のないことまで不平等になつてゐるところに問題があるのであり、そこを改めるのがこの改正案のねらいである。この改正案によれば、なるほど米側の権限はしばられているが、

そのことはすなわち協力関係の弱化であるという考え方には、承服できない。安全保障における協力関係、すなわち同盟の関係は、相互の信頼を基礎としてのみ成り立ちうる。自分は信頼しろ、お前は信頼できぬというのでは、同盟の精神が育ちうるはずがない。

三問

現在の世界においては、一国の安全は世界の安全と不可分であるが、この改正案によれば、日本は日本自身の防衛だけを考へて極東の平和と安全の維持について協力する意思を失つたやうにみえるがいかん（特に第一条後段の削除に関して）。

答

日本は、米軍の配備を認めること自体によつて、すでに極東の平和と安全の維持に大いに協力していると考えらる。米軍の存在自体に平和の破壊を阻止する効果があるからである。（もつとも、現行安保条約においては、日本がこのような意味で協力しているという面は、無視されている。）また、改正案は、米軍が極東の平和維持のため活動する道を封ずるものではない。日本国民の意思にかかわりなく日本を作戦行動の基地として使

われるといふのでは困るのであつて、われわれは、国際連合の決議  
ないし勸告に基いて米軍が行動する場合には、日本自身の発意によ  
つて積極的にこれに協力することができるようになりたいのである。  
自らの発意で協力する機会が与えられるのでなければ、心からの協  
力関係というものは、生れない。日本国民の大多数は、今日の世界  
情勢の下においては、一国だけの安全の確保ということはありません、  
世界の平和と安全が不可分であること、日本としては、自由陣営の  
一員として、自由諸国と提携協力して行くのでなければ、国の安全  
を護ることも、国民生活の維持向上もはかることもできないことを  
よく認識している。

四問

この改正案は、米國が中国や韓国と結んでいる相互防衛援助協定に範をとつていふように見える。ところで、中国や韓国は相互防衛の責任を負つていふわけであるが、日本はその責任を負わないで権利だけを同等にしたいといふわけであるか。

答

元來、締約國の一方だけが他方に軍隊を配備する権利を与えられていふのに、防衛の責任は相互的でなければならぬといふのは、理屈に合わぬ話である。また、具体的に改正案の何条に規定する権利が相互防衛關係に固有のものであつて、日本にはもつ資格がないといふのか。この改正案では、日本が獨立國として當然主張しうべき権利以上の何ものも求めていないつもりである。

五問 この改正案は日本側だけを利用するものであるから、米國政府としてはなぜこの案に同意しななければならなかつたかを対内的に説明することができないと思ふがいかん。

答 米側の権利権限が狭められ、それだけ日本側のそれが拡大されているわけであるから、条約の表面上は、たしかに日本側だけを利用するものであるともいえよう。これまでの安保条約体制があまりに一方的に米側に有利にできていたのを是正しようといふわけだから、そうなるのもやむをえない。しかし、もし目米の協力関係の強化が日米双方にとって利益であるといふことであるならば、この改正案は日米両國を同様に利するといふこととなる。安全保障における協力関係といふのは、締約國の双

方において国民の大多数によつて支持されるものでなければその存立の基礎を失うことになる。この改正を行うことによつて、安保条約が日本国民の大多数によつて支持されるようになったとすれば、米国は、ほとんど何も犠牲にしないで、大きな効果をあげたということになるであらう。

六問 安保条約は日本に強制されたものではない。日本がいやなら、

これを締結することを拒絶できたのである。しかしいつたん合意した以上、条約上の権利義務関係は、あくまで尊重さるべきで、みだりにこれを変更することは許されぬ。現行条約第四条は、条約が効力を失うべき時期について明確な定をしているが、この規定に照らしてこの改正案をいかにジャスティファイするつもりであるか。

答 われわれは、米国政府が関係諸国の抵抗を押し対日平和条約の締結を推進してくれたことを忘れてはいない。同時に、率直にいつて、米国としては、当時日本が安保条約の締結に応じなければ平和条約の締結にふみ切りえなかつたであろうことも

争いえないところである。他面、いかなる事情の下においてできたものであるにせよ、合意は合意として尊重されるべきものであるとは、いわれるまでもない。また、現行条約第四条の予見している事態が現実化していないことは認める。だから、安保条約をリプレイスする新条約ではなしに、現行条約の改正を提案しているのである。どんな国際約束でも絶対に改正を許さぬというものはないはずである。また、一国がいかなる安全保障措置を必要とするかは、その国自身がきめるべきことで、現行条約第四条のように、それを外国の判断と同意にかからしめることは、主権国のよくなしうべきところではないと考える。

七問 安保条約の表現を潤飾してみたところで、米軍が駐屯している限り、日本国民の一部にある安保条約反対の気持には大して影響ないのではないか。

答 米軍が日本に居ること自体に反対する者に関する限り、まさにそのとおりであろう。しかし、今日の世界情勢の下では、米軍にいてもらうほかないが、現在の安保条約体制は支持できないとする者が特に知識階級に多いことを忘れてはならない。この改正案のねらいは、この後者の分子を親米派の陣営に抱き込み、安保条約反対論者を米軍の駐屯自体に反対な者だけに押し下げることである。自分は、日本国民の大多数は、少くとも内心では、米国との友好関係の必要性をよく認識していると考

える。これらの者がその民族意識との矛盾を感ずることなく日米間の協力関係を支持できるように現状を改めることは、日米両国の将来に計りしれない利益をもたらすものと確信する。

八問 日本国民の安保条約に対する反対は、その共産勢力に対する認識の甘さ、防衛増強に対する熱意の欠如等とともに、これまでに日本側府が毅然たる態度で世論を指導することを怠つてきたからであるとは思わないか。

答 そのような面もあつたことは、否定しない。ところで、これには、日本の内政その他日本内部だけの原因もあつたが、同時に、日米の協力関係のスタートの切り方がまずかつたという点が大きいのと思う。日本との平和条約による占領軍の撤退には、九十日の期間が置かれていたから（第六条）、平和条約の署名の時からでは、ゆうに半年以上の余裕はあつたわけである。だから米国は、日本との平和条約に署名した後で、日本国民がそ

の真正な意思によつて行動しうるようになってから、安全保障条約を締結することにするべきであつたと思う。何でも確実性とか保障とかをねらつて、一切のリスクを避けようとする、高い政策的な面、精神的な面を犠牲にすることになる。しかし、いまさらこんなことをいつても仕方のないことであるから、われわれは、お互に過去のことにとだわつて、責任のなすり合いをするよりなことはやめて、これから新しく日米両国間の本当の協力関係を築いて行くためにはどうすればよいか、という観点から物事を考えて行きたいと思う。

九問 日本国憲法の改正がすべてに先行すべきもので、条約改正をさきに取り上げるのは、順序が逆ではないか。また、条約を改正してしまつたら、日本国民は、もうそれで満足して、憲法の改正にも熱意をもたなくなるのではないか。

答 憲法を改正して初めて、日本は安保条約の改正を提案する資格があるとする考え方は、論理的には正しいようにみえるが、現実から遊離した考え方であると思う。憲法改正を可能にするためには、まず日本国民の安全保障の問題に対する考え方をリアリストイックにする必要がある。日本国民一般は、自衛隊の増強も、米国に強制されてやむをえずやつているとだと考えている。また、憲法の改正は、海外派兵、外国間

の戦争にまき込まれることへの途を開くものではないかを危くしている。現在の安保条約が存続する限り、右のような日本国民の意識は改められないであろう。これを改めるためには、いかにして日本の安全を確保するかは日本国民自身の意思にかかっていること、また、日本も米国も厳に国連憲章にのっとりて行動するものであることを条約の上で明らかにする必要がある。憲法の改正は、かくしてこゝろ揚された日本国民の民族意識の基礎の上においてのみ可能となると信ずる。

十問 有効期間を五年としたのは、いかなる理由によるか。

答 米国がそれぞれ中国、韓国、フィリピンと締結している相互

防衛援助条約では、いずれも、一応無期限に有効ではあるが、一方の締約国がいつでも一年の予告で廃棄できることになつてゐる。この改訂案では、無期限に有効である点は同じであるが、最初の五年間は廃棄できないことにした点が異つてゐるわけである。五年という期限については、自分としては一つの目算がある。衆議院議員の総選挙は、いずれそのうちにやらなければならぬ。参議院議員の半数の選挙は、二年後に行われる。これらの選挙は、自分としては、安保条約を改正した上で戦いたい。そうすれば、両院ともに、憲法改正に必要な三分の二の多数を獲得することができると信ずる。憲法改正が具体

的に日程に上るのはその上でということになるから、その実施までには、どうしても、三年は見込まなければならぬであろう。そこで若干余裕をみて、改正条約の確定的に有効な期間を五年にして置けば、その間には、これを本格的な相互防衛条約に切りかえぬための体制を整えることができるであろうと考える。また、日本の防衛力<sup>の</sup>増強も、それまでには相当のところまで進んでいるであろうことは、いうまでもない。

十一問 この改訂を行つたとしても、行政協定の方には影響ないと考えてよいか。

答 安保条約は改訂しても、行政協定の方はそのままとしておくことも、不可能ではない（改訂案第四条第一項と行政協定第二十四条は重複することになるが、どうしても重複してはいけないというわけのものではない）。しかし、改訂案によれば両政府間の合意による決定を必要とする事項で、現在の行政協定ではカバーされていないものがあるので（たとえば、配備される軍隊の兵力、装備等）、これについての合意をなんらかの形でとげる必要はある。

季約集